

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市個人情報保護条例(平成15年3月28日条例第1号、以下「条例」という。)に基づき行った次の保有個人情報開示請求(以下、「本件請求」という。)に対し、実施機関が行った保有個人情報開示決定及び保有個人情報不存在決定(以下、「本件決定」という。)の取り消しを求める。

保有個人情報開示請求日：令和4年3月14日

請求内容：① 令和4年3月11日付けで名張市地域環境部が請求者に送信した電子メールに記載の事項がどの様に調査、決裁され、誰に報告したのかわかる全ての公文書

② 請求者への差別に関して、名張市長が「市長への手紙」及びその他の報告を見たことがわかる公文書。また、それを見て市長がどのような指示を行ったかがわかる公文書

なお、①の「電子メールに記載の事項」とは、人権・男女共同参画推進室長が関係部局の当該職員4名に対し、請求者が差別を受けたとする意見につき、聞き取りを行った結果、差別に該当する行為がなかったため、市長への報告はしないと回答したものである。

実施機関の処分：令和4年3月28日付け名人共第642号(開示決定及び不存在決定)

令和4年3月28日付け名秘広第310号(開示決定)

令和4年3月28日付け名秘広第311号(不存在決定)

処分内容：① 「供覧票」、「相談記録」、「回答起案書」、「回答文」を開示決定。

② 職員から差別を受けたという内容の「“市長への手紙”処理票」、及び「請求者本人が送信した同手紙(8件分)」を開示決定。市長がどのような指示を行ったかがわかる公文書については、公文書を作成していないとして不存在決定。

3 審査請求人の主張要旨

① 決裁に係る文書は請求していないため、開示決定を取り消すことを求める。また、調査を行っていないのであれば調査に伴う公文書は存在しないはずなので、不存

在決定を求める。

②「市長への手紙」を真に市長が見ているかわかる公文書の開示を求める。実は市長は見ておらず、秘書広報室が勝手に市長の印鑑を押す等しているのであれば、不存在決定を求める。また、本当は市長の指示（口頭を含む）が出ているはずなので、その指示を文書化して開示することを求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張要旨

本件決定の内、①「回答文」には、令和4年3月4日、人権・男女共同参画推進室長が、関係部局の当該職員4名に対し、請求者が差別を受けたとする意見について、聞き取りを行った旨が記載されている。

また、②「“市長への手紙”処理票」には、市長の押印欄があり、現に市長の印鑑が押されている。

本件決定は、実施機関が開示請求書の記載から合理的に保有個人情報を特定し、決定した適法な処分であり、取り消す理由がない。また、作成する義務がない文書について個人情報を保有していないことには合理性があり、審査請求人の主張には理由がない。

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、行政が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

①について、審査請求人は開示された文書に対し、決裁に係る文書は請求していないと主張するが、実施機関が特定した文書には聞き取り調査を行った旨が記載されているため、開示決定は妥当である。また、前述のとおり実施機関は調査を行っているため、不存在決定を行う理由はない。

②について、開示された「“市長への手紙”処理票」には市長の押印欄があり、現に市長の印鑑が押印されていることから、「市長への手紙」を真に市長が見ているかわかる公文書として開示したことは妥当である。

また、保有個人情報開示請求は、実施機関が現に保有する個人情報の開示を請求できるものであり、保有していない個人情報は不存在決定を行うほかないことから、この決定についても妥当である。

なお、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月30日	諮問
令和4年12月 7日	令和4年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年12月27日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士